

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則及び名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年10月25日

名古屋市長職務代理者
名古屋市副市長 中 田 英 雄

名古屋市規則第91号

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則及び名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則（平成18年名古屋市規則第134号）の一部を次のように改正する。

第12条の表中「及び扶養親族」の次に「（同法に規定する控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の者を除く。）」を加え、「 490,000円」を「 690,000円」に、「 1,920,000円」を「 2,080,000円」に改める。

(名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則（昭和53年名古屋市規則第 102号）の一部を次のように改正する。

第 4条の表を次のように改める。

条例第 2条第 1項第 1号に規定するひとり親家庭の母等（以下「ひ	政令第 2条の 4第 2項第 1号イに定める額
-----------------------------------	-------------------------

とり親家庭の母等」という。)の 所得税法(昭和40年法律第33号) に規定する同一生計配偶者及び扶 養親族(同法に規定する控除対象 扶養親族に該当しない30歳以上70 歳未満の者を除く。)(以下「扶 養親族等」という。)並びに扶養 親族等でない18歳未満の者(20歳 未満で児童扶養手当法施行令(昭 和36年政令第 405号。以下「政令」 という。)別表第 1に定める程度 の障害の状態にある者を含む。) で当該ひとり親家庭の母等が前年 (1月から 7月までの間に医療を 受ける場合にあっては、前々年) の12月31日において生計を維持し ていたもの(以下「扶養親族に準 ずる者」という。)がないとき	
扶養親族等又は扶養親族に準ずる 者があるとき	政令第 2条の 4第 2項第 1号ロに 定める額

附 則

- この規則は、令和 6年11月 1日から施行する。ただし、附則第 4項の規定は、公布の日から施行する。
- 第 1条の規定による改正後の名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則第12条の規定は、令和 6年11月以後の月分のひとり親家庭手当の支給の制限について適用し、同年10月以前の月分のひとり親家庭手当の支給の制限については、なお従前の例による。
- 第 2条の規定による改正後の名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則(以下「新規則」という。)第 4条の規定は、令和 6年11月 1日以後の

診療分から適用し、同日前の診療分については、なお従前の例による。

- 4 新規則の規定に基づく医療証の交付の申請その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。